

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第13号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「 <u>予約システム</u> 」 とは、学校施設開放事業において、学 校施設開放運営委員会による運営の ほか、インターネットを介して学校 施設の空き状況の確認、使用の申込 み等学校施設の使用に関する事務を 電子計算機により自動的に処理する <u>神戸市学校体育施設予約システム</u> を いう。	(用語の定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「 <u>神戸市学校体 育施設予約システム</u> 」とは、学校施設 開放事業において、学校施設開放運 営委員会による運営のほか、インタ ーネットを介して学校施設の空き状 況の確認、使用の申込み等学校施設 の使用に関する事務を電子計算機に より自動的に処理する <u>システム</u> をい う。

(予約システムの利用者登録)

第8条 予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

2 教育長は、前項の登録(以下「利用者登録」という。)を受けた団体が、学校施設の管理運営上重大な支障が生じる行為又は生じる恐れがあると認められる行為をした場合、当該団体の利用者登録を廃止し、又は当該団体の予約システムの利用を制限することができる。

3 前項の規定により利用者登録を廃止した団体については、再度の登録をすることができない。

(神戸市学校体育施設予約システムの利用者登録)

第8条 神戸市学校体育施設予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

様式第4号中「神戸市教育長 様」を「神戸市教育長 あて」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。